

「香川県広域水道企業団週休2日工事」Q&A

Q1 完全週休2日（土日）と月単位の週休2日との違いを教えてください。

A1 完全週休2日（土日）は、土曜日・日曜日を休工とする制度です。月単位の週休2日は、対象期間において、全ての月で現場閉所を4週間で8日以上とする制度です。

Q2 要領第2条の週休2日工事の対象外となる工事を教えてください。

A2 以下のいずれかに該当する工事は、対象外とすることが出来ます。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 ・災害復旧工事 ・供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
例 通学路時間帯の中断など地域社会からの要望が予測される工事

Q3 A2の①現場施工には、何が含まれますか。現場事務所の設置や起工測量は含まれますか。

A3 ①現場施工には、建設機械が施工箇所で動いている期間だけでなく、現場事務所の設置や調査・測量等を行っている期間も含みます。

Q4 工事着手日とはどのような場合ですか。

A4 この場合の工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって現地で行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する作業等をいう）に着手する日をいいます。

Q5 要領第4条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業」とはどのような作業ですか。

A5 次のような作業が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質を確保するうえで必要な作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

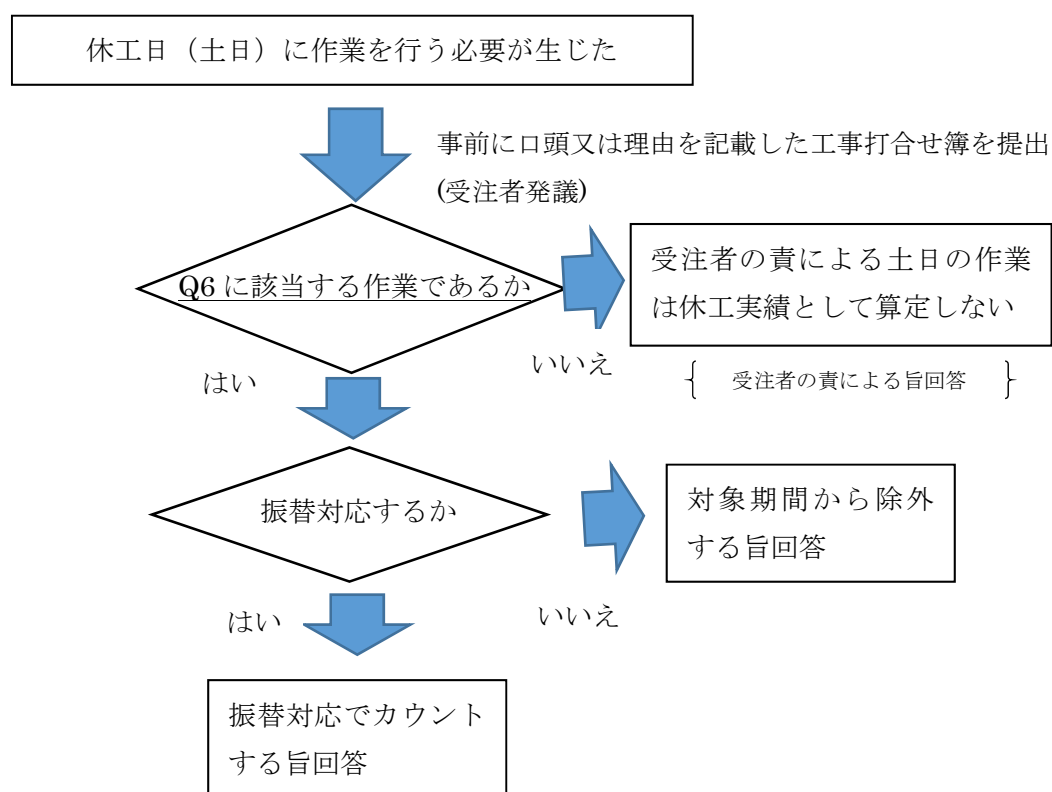
Q 6 要領第4条第2項の「完全週休2日（土日）の場合に振替を行うことができる」のはどのような場合ですか。

A 6 次のような場合が考えられます。

- ・近接工事の工程調整の結果、休工にできない場合
- ・道路使用許可条件や地元要望のため、土曜日又は日曜日しか作業許可がもらえない場合
- ・降雨、降雪、出水期等により、作業予定日に作業が行えず、工程管理に著しく影響を与える場合
- ・その他、受注者の責（都合）によらず監督員が必要と認めた場合

Q 7 要領第4条第2項の「完全週休2日（土日）」の振替の考え方を教えてください。

A 7 休工日を変更する場合は以下のフローとなります。ただし、受注者の責により現場作業を行う場合は、休工の実績として算定しません。



Q 8 要領第4条第2項の「休工日の振替を行う」場合の考え方を教えてください。

A 8 月単位の週休2日の場合は、事前に監督員との協議により、振替日を決定してください。完全週休2日（土日）の場合は、振替が必要な日を含む前後7日以内の土曜日及び日曜日以外の曜日に休工日を決定してください。ただし降雨、降雪、出水期等で休工日

の振替を行う場合は、休工する事を決定した時点で速やかに監督員と協議し振替日を決定してください。

Q 9 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 9 降雨や降雪などにより休工する場合は、工事監督員と協議し、休工日の振替を行うことで実績として扱うことが出来ます。この場合、休工を決定した時点で速やかに、振替日を工事監督員と協議して決めてください。完全週休2日（土日）の場合は、前後の土日への振替を工事監督員と協議して決めてください。

Q 10 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 10 月単位の週休2日の場合は、休工すれば休工日の実績とすることができます。完全週休2日（土日）の場合は、祝日は平日と同様に取り扱い、原則として1週間のうち土曜日及び日曜日を休工とすることとします。

Q 11 要領第4条第3項で仮に土曜日を作業予定日としていた場合で、雨天などで当日休工とすることとした場合の手続きはどうなりますか。

A 11 Q 9 の手続きと同様に行ってください。ただしこの場合、休工決定後速やかに監督員に連絡して下さい。

Q 12 要領第7条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 12 週休2日工事について、週休2日を確実に実施することが確認できる工程を検討し、（工程表記載例は別紙週休2日確認シート参照）工事打合せ簿で意思表示を行うことを指します。なお、工期延期を行う（予め繰越を予定している）ことが入札公告等において明記されている工事については、工期延長後の工期で作成してください。

Q 13 ①当初完全週休2日（土日）で取り組んでいたが、工事途中で困難になり、月単位の週休2日へ切り替えたい場合や②週休2日が工事途中で明らかに達成できないとなった場合の手続きはどうなりますか。

A 13 ①工事打合せ簿で完全週休2日（土日）から月単位の週休2日へ切り替える旨の協議を行ってください。以降の休工の確認は、次の資料を参考にしてください。
（別紙 週休2日確認シート 休日制度切替版）
②工事打合せ簿で完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成できない旨を記載し、変更工程表を含む施工計画書を提出し、協議を行ってください。ただし、変更時に減額補正を行います。この協議が整った場合は、以降の休工の振替などの手続きは不要です。

Q 1 4 要領第 8 条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 1 4 工事中標示板の記載例は次のようなものです。2 日工事での完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日を区別して記載してください。

「完全週休 2 日（土日）」の場合

「月単位の週休 2 日」の場合

ご迷惑をおかけします	ご迷惑をおかけします
香川県広域水道企業団 週休 2 日工事 【完全週休 2 日（土日）】 〇〇の〇〇を行っています	香川県広域水道企業団 週休 2 日工事 【月単位の週休 2 日】 〇〇の〇〇を行っています
令和 〇年 〇〇月 〇〇日まで 時間帯 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇	令和 〇年 〇〇月 〇〇日まで 時間帯 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
〇〇市 市道〇〇線 配水管更新工事（〇〇工区）	〇〇市 市道〇〇線 配水管更新工事（〇〇工区）
発注者 香川県広域水道企業団 〇〇ブロック統括センター〇〇課 (電話)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(平日昼間) (電話)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(休日夜間)	発注者 香川県広域水道企業団 〇〇ブロック統括センター〇〇課 (電話)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(平日昼間) (電話)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(休日夜間)
受注者 株式会社 〇〇建設 (電話)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 現場代理人 〇〇 〇〇 監理技術者 〇〇 〇〇	受注者 株式会社 〇〇建設 (電話)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 現場代理人 〇〇 〇〇 監理技術者 〇〇 〇〇

Q 1 5 要領第 1 4 条の週休 2 日工事の休工実績とはどういうことですか。

A 1 5 休工実績は、次のとおりです。

週休 2 日工事の場合

- ・完全週休 2 日（土日）：対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としていること。
- ・月単位の週休 2 日：対象期間において、全ての月で 2 8 . 5 %（8 日／2 8 日）以上を休工日としていること。

なお、発注者の指示により作業を行った休工日については、やむを得ない場合として振替を行っている場合は、振替前の日を休工としたものとして考えます。

Q 1 6 要領第 1 4 条の経費の補正の内容はどのようなものですか。

A 1 6 週休 2 日工事については、休工実績に応じ、以下の通りそれぞれの経費に補正係数を乗じるものとします。工事着手前の週休 2 日にかかる協議の際に、受発注者間で補正率等の確認を行ってください。

ただし、工事着手前に週休 2 日にかかる協議が整わなかった場合については、補正の対象としません。

週休 2 日工事

国土交通省積算基準・土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）

による工事

休工実績に応じ、それぞれの補正係数を乗じるものとする。

(1) 完全週休2日(土日)

【労 務 費】：1. 0 2

【共通仮設費】：1. 0 2 【現 場 管 理 費】：1. 0 3

(2) 月単位の週休2日

【労 務 費】：1. 0 2

【共通仮設費】：1. 0 1 【現 場 管 理 費】：1. 0 2

Q 1 7 要領第15条の週休2日工事で明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合か。またその際の工事成績評定の工程管理の項目に反映させるとはどういうことですか。

A 1 7 受注者が、工事着手日までに、週休2日を考慮した工程を、工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合は、「文書による改善指示」を行い、工事成績評定の工程管理における項目で「工程管理に関して、工事監督員が文書で改善指示を行った。」にチェックが入ります。

Q 1 8 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A 1 8 別紙 手続きフローを参考にしてください。

Q 1 9 要領第3条では、年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間は対象期間から除くとのことですが、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例) 工事着手日：7月1日

竣工日：8月31日(工事着手日～竣工日：62日間)

夏季休暇：8月13日～8月15日(3日間)

A 1 9 基本的には、夏季休暇(上記例の場合3日間)は対象期間と休工日から除きます。上記例の場合、現場閉所日率は以下のとおりとなります。

$$(19-3) / (62-3) = 27.1\%$$

一方、休工予定日(該当工事における休工予定が土日であれば「土日」)を休工日としてカウントすることもできます。したがって、対象期間外を設ける事によって4週8休が達成できない場合に、別途休工日を設ける必要はありません。上記例の場合、現場閉所率は以下のとおりとなります。

$$(19-1) / (62-1) = 29.5\%$$

※夏季休暇及び対象期間として除く日＝3日(夏季休暇)－2日(夏季休暇中の休工日)＝1日(8月15日)

なお、完全週休2日（土日）を選択した場合は、従来通り年末年始休暇、夏季休暇とは別に土日を休工としてください。

Q 2 0 半日を休工する場合は、0.5 日の閉所としてカウントしてもいいのでしょうか。

A 2 0 原則1日単位で休工や休日を確認するものであるため、0.5 日としてカウントできません。

Q 2 1 月単位の考え方を教えてください。

例えば3月18 日から工事着手した場合、3月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのでしょうか？それとも4月18日までをひと月として週休2日の達成を確認するのでしょうか？

A 2 1 上記の場合、3月18 日から工事着手した場合、3月31 日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q 2 2 月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず28.5%を達成できない月は未達成になるのか？（例えば31日の内8日休み→25.8%）
それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか？
また、振替日の休工日扱いはどうなるのか。

A 2 2 月単位での達成の確認方法はその月で28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。対象期間を通して続く場合でも月ごとに土日の合計数以上休工としていけば達成したとみなします。また、降雨等による受注者の責によらない予定外の現場閉所の場合は振替前の日を休工日にカウントし、受注者の責による現場閉所の場合は振替後の日を休工日にカウントし、それぞれを考慮した対象期間及び月単位での週休2日の達成を確認します。

Q 2 3 昼間の作業と夜間の作業が混在する工事において、休日はどのように考えればいいのか。

A 2 3 1日（24 時間）を超えて現場や現場事務所が閉所された状態が確保できる場合は、休日として取り扱います。

例えば、木曜日の22時から金曜日の6時の施工は、木曜日に現場作業を行ったものとして取り扱います。この場合において、現場作業の再開が土曜日の6時以降であれば、金曜日は現場や現場事務所が閉所された状態が確保されたものとして休日として取り扱います。

Q 2 4 市場単価及び標準単価の補正係数はどのようになりますか。

A 2 4 詳細は以下のとおりになります。

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		週休 2 日工事	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		週休2日工事	
		月単位	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水構造物設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含侵工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥離防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00

浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1. 02	1. 02
支承金属溶射工		1. 02	1. 02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 02	1. 02
フレア溶接工		1. 02	1. 02
H型ボラード設置工		1. 01	1. 01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1. 02	1. 02
	作業車	1. 02	1. 02

=====

以下、営繕工事のみ対象

Q 2 5 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに考えてよいですか。

A 2 5 分離発注工事がある場合、休工する受注者と休工しない受注者とがあると、現場として閉所にはなりませんが、休工日のカウントは各工事ごとに扱ってください。

Q 2 6 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費及び現場管理費の補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事における週休2日工事では補正を行わない理由は。

A 2 6 営繕工事における共通仮設費及び現場管理費は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工期に応じて算出するものとなります。週休2日を前提として工期を設定のうえ算出することにより、週休2日を考慮した費用が算出されるため、原則として、別途補正を行う必要はありません。ただし、「完全週休2日」を達成した工事において、は労務費に加えて現場管理費についても補正を行うこととしています。

Q 2 7 週休2日工事に取り組む場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引き上げが必要でないか。

A 2 7 営繕工事における現場管理費及び一般管理費等は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しています。また、共通仮設費及び現場管理費の算定式は工期に応じて費用を算出するものとなっており、週休2日を前提とした工期を設定し、週休2日を考慮した費用を算出しています。ただし、「完全週休2日」を達成した工事においては、労務費に加えて現場管理費についても補正を行うこととしています。

Q 2 8 要領第14条の経費補正はどのようなものですか。

A 2 8 週休2日工事について、休工実績に応じ、以下の通りそれぞれの経費に補正係数を乗じるものとします。工事着手前の週休2日にかかる協議の際に、受発注者間で補正

率等の確認を行ってください。

ただし、週休2日工事において、工事着手前に週休2日にかかる協議が整わなかった場合については、補正の対象としません。

(1) 完全週休2日(土日)

【労 務 費】：1. 0 2 【現 場 管 理 費】：1. 0 1

(2) 月単位の週休2日

【労 務 費】：1. 0 2 【現 場 管 理 費】：補正無し

市場単価等については、下記のとおり補正するものとします。

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

・市場単価 × 改修補正率 ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

・表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日、月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
土工事	市場単価、物価資料共通	1. 0 1	1. 0 1
地業工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1. 0 1	1. 0 1
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1. 0 1	1. 0 1
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1. 0 1	1. 0 1
鉄骨工事	物価資料	1. 0 2	1. 0 2
既製コンクリート	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
防水工事	市場単価	1. 0 1	1. 0 8
防水工事（シーリング）	市場単価	1. 0 1	1. 1 4
防水工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
石工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
タイル工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
木工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
屋根及びとい	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
金属工事	市場単価	1. 0 1	1. 0 9
金属工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1. 0 1	1. 0 1
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1. 0 1	1. 1 6
左官工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
建具（ガラス）	市場単価	1. 0 1	1. 1 0
建具（シーリング）	市場単価	1. 0 2	1. 1 6
建具	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
塗装工事	市場単価	1. 0 1	1. 1 5
塗装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
内外装工事	市場単価	1. 0 1	1. 1 3
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1. 0 1	1. 0 8
内外装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
仕上げユニット	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
排水工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
舗装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
植栽及び屋上緑化	物価資料	1. 0 1	1. 0 1

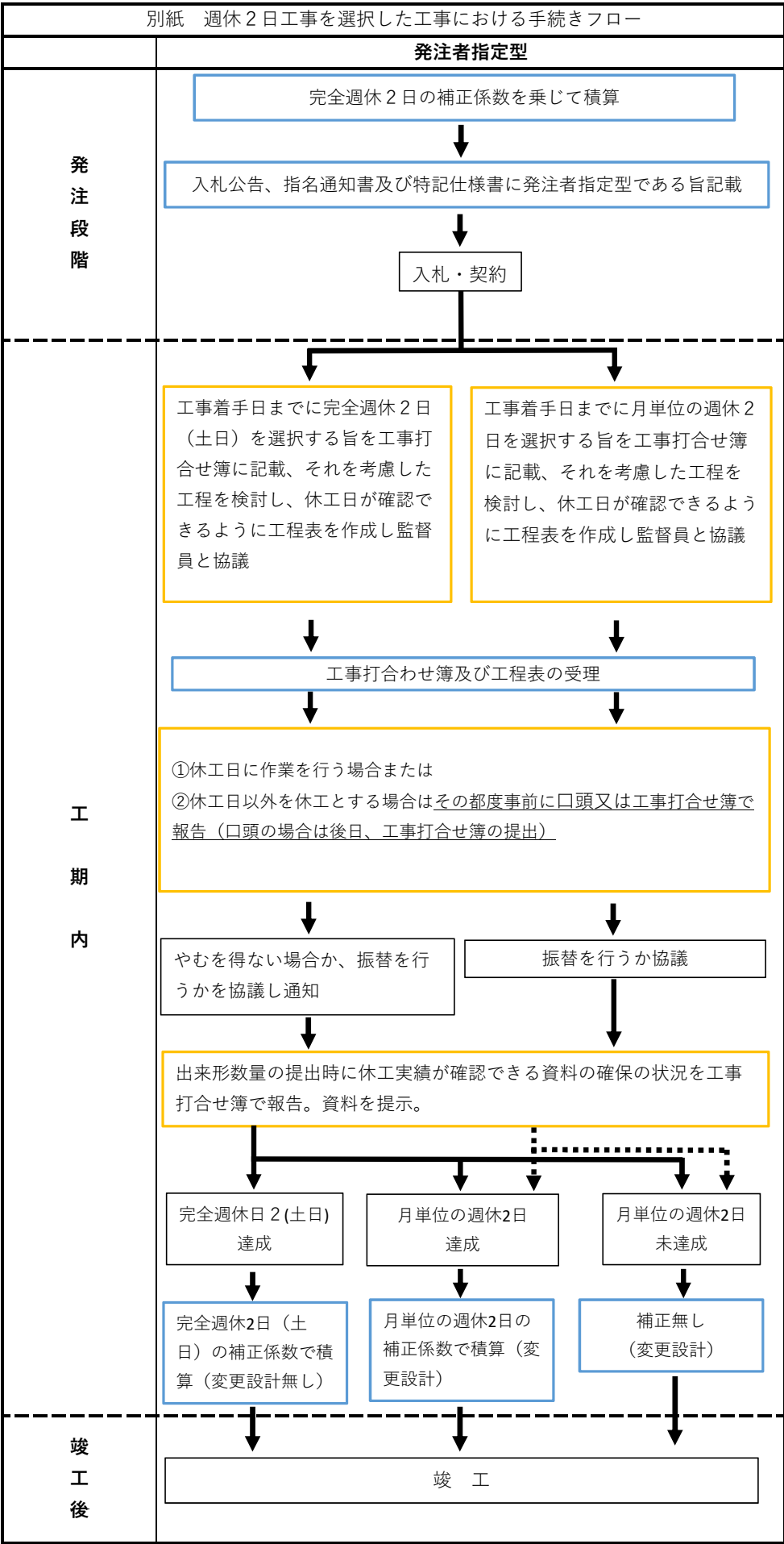
※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

・表E—2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日、月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
設置工事	(接 地 極 工 事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

・表M—2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日、月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、 排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.02	1.22



※ □は発注者の手続き、□は受注者の手続き